

信州大学繊維学部と総務省消防庁消防大学校消防研究センター との教育研究の連携協力に関する協定書

信州大学繊維学部（以下「甲」という。）と総務省消防庁消防大学校消防研究センター（以下「乙」という。）は、両機関の連携・協力を促進し、学術及び科学技術の発展に寄与するために、以下のとおり連携・協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の研究能力、人材を活かし、幅広い研究分野に係る研究開発・人材育成等、相互協力が可能な事項について、具体的な連携・協力を効果的に実施することにより、学術及び科学技術の発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力する。なお、連携協力の実施にあたり、必要に応じて別途覚書を定めるものとする。

- （1）共同研究等の実施に関すること。
- （2）研究者の研究交流を含む相互交流に関すること。
- （3）教育・人材育成の推進及び相互支援に関すること。
- （4）研究施設・設備の相互利用に関すること。
- （5）情報発信の相互支援及び共同実施に関すること。
- （6）その他甲と乙が必要と認めること。

（連携協議会）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、両機関の代表者で構成する連携協議会を必要に応じて設置・開催するものとする。

2 連携協議会の構成、運営について必要な事項は甲乙双方協議の上、定めるものとする。

（知的財産の取扱い）

第4条 本協定の実施に関連して生じた知的財産に係る権利の取扱いは、甲乙協議により定めるものとする。

（技術情報の取扱い）

第5条 本協定に基づく研究協力の実施で得た研究成果は、第4条の知的財産の取扱いに反しない限り、原則として公表するものとする。

（賠償責任）

第6条 甲及び乙は、本協定の実施により相手方に損害を与えた場合には、故意若しくは重大な過失による場合を除き、その責を負わないものとする。

2 本協定の実施により第三者に損害を与えた場合の責任については、甲と乙との協議により定めるものとする。

（協議）

第7条 本協定に定める事項について、疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の3カ月前までに、甲と乙のいずれからも書面による解約・変更の申し出がない場合は、1年間延長するものとし、以降も同様とする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名の上、それぞれ1通を保管するものとする。

平成27年10月1日

甲 長野県上田市常田3-15-1

信州大学

繊維学部長

下坂 誠

乙 東京都調布市深大寺東町4-35-3

総務省消防庁 消防大学校 消防研究センター

所長

山岡 常